

# 令和6年第3回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和6年9月2日〕  
〔第3回水戸市議会定例会〕

市議会議案第74号	町及び字の区域の変更について	1
〳 第75号	茨城租税債権管理機構規約の変更について	47
〳 第76号	水戸市地域医療基金条例	49
〳 第77号	水戸市市税条例の一部を改正する条例	51
〳 第78号	水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例	53
〳 第79号	水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	55
〳 第80号	水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	57
〳 第81号	水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例	59
〳 第82号	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	61
〳 第83号	水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例	63
〳 第84号	水戸市立寿小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について	65
〳 第85号	水戸市立寿小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について	67
〳 第86号	水戸市立寿小学校長寿命化改良機械設備（空調）工事請負契約の締結について	69
〳 第87号	都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約の変更について	71
〳 第88号	令和6年度水戸市一般会計補正予算（第3号）	73
〳 第89号	令和6年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）	77
報 告 第47号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	79
〳 第48号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	81
〳 第49号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	83
〳 第50号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	85
〳 第51号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	87
〳 第52号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	89
〳 第53号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	91
〳 第54号	令和5年度水戸市一般会計継続費精算について	93
〳 第55号	令和5年度水戸市水道事業会計継続費精算について	97
〳 第56号	令和5年度水戸市下水道事業会計継続費精算について	101
〳 第57号	健全化判断比率について	105
〳 第58号	資金不足比率について	107
〳 第59号	非強制徴収債権の放棄について	109

報 告	第60号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	111
〃	第61号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	113
〃	第62号	一般財団法人水戸市農業公社の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	115
〃	第63号	一般財団法人水戸市公園協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	117
〃	第64号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	119
〃	第65号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	121
〃	第66号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	123
認 定	第1号	令和5年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について	125
〃	第2号	令和5年度水戸市公営企業会計決算認定について	127

## 町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町及び字の区域の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第260条第1項 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

## 別 紙

### 中河内町字前田に変更する区域

柳河町字鯉沼 925, 954, 958, 980, 988の1, 989, 993, 998の1, 999から1001まで, 1885, 1886の1, 1886の2, 1887から1893まで, 1912から1915まで

中河内町字堀田尻 1485の1の一部, 1485の2の一部, 1487の1の一部, 1489の1の一部, 1491の1の一部, 1493の1の一部, 1495の1の一部, 1497の1の一部, 1497の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の全部

並びに中河内町字中谷987の4, 990, 994の1, 998の1, 1001の1, 1002の1及び1006の1に隣接する道路である市有地の全部

### 中河内町字田嶋下に変更する区域

中河内町字椿本 1147の5の一部, 1147の6の一部, 1147の7の一部, 1147の9の一部

並びに中河内町字田嶋下1056, 1057の2, 1058から1060まで, 1061の2, 1062, 1063, 1064の2, 1065の2, 1066, 1067, 1069, 1072, 1082, 1083の1, 1083の2, 1084, 1091及び1093に隣接する道路である市有地の全部

### 中河内町字椿本に変更する区域

中河内町字田嶋下 1065の1の一部, 1066の一部, 1067の一部, 1070の一部, 1076の一部, 1077の一部, 1078の1の一部, 1078の2の一部, 1088の一部, 1089の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部

並びに中河内町字田嶋下1052の1, 1059, 1060, 1061の1, 1062, 1063及び1064の1に隣接する道路である市有地の全部

### 中河内町字八反に変更する区域

中河内町字椿本 1130の一部, 1131の一部, 1136の一部, 1139から1142までの各一部, 1144の一部, 1145の1の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部

### 中河内町字中畑に変更する区域

中河内町字田嶋下 1089の2の一部, 1090の一部, 1092の一部, 1093の一部, 1096, 1100, 1102の一部, 1104, 1105, 1107の一部, 1109の一部, 1110の一部, 1114の一部

中河内町字長町 1432から1435までの各一部, 1438の一部, 1441から1448までの各一部

中河内町字堀田尻 1483の1, 1485の1の一部, 1485の2の一部, 1487の1の一部, 1489の1の一部, 1491の1の一部, 1493の1の一部, 1495の1の一部, 1497の1の一部

中河内町字前田 2685から2687までの各一部, 2688, 2689, 2690から2695までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である市有地の一部

### 中河内町字長町に変更する区域

中河内町字田嶋下 1089の1の一部, 1089の2の一部, 1102の一部, 1107の一部, 1109の一部, 1110の一部, 1113, 1114の一部, 1115

中河内町字椿本 1117から1125まで, 1126から1130までの各一部

中河内町字八反 1186から1188までの各一部, 1190の1の一部, 1190の2の一部, 1191の一部, 1192, 1193の一部, 1194の一部, 1195から1197まで, 1198の一部, 1200の一部, 1202の一部, 1208の一部

中河内町字中河原 1355の一部, 1356の一部, 1357の1の一部, 1357の2の一部, 1361の一部, 1365の一部, 1367の一部

中河内町字中畑 1456の1の一部, 1456の2の一部, 1457の一部, 1458の一部, 1460の一部, 1462の一部, 1463の1から1463の3まで, 1464から1466まで, 1468, 1469の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

#### 中河内町字中河原に変更する区域

中河内町字椿本 1126の一部, 1127の一部, 1130の一部

中河内町字八反 1182の一部, 1184, 1185, 1186から1188までの各一部, 1189, 1190の1の一部, 1190の2の一部, 1191の一部, 1193の一部, 1194の一部, 1198の一部, 1200の一部, 1202の一部, 1204の1, 1205, 1206の1, 1206の2, 1207の1, 1207の2, 1208の一部, 1209, 1210の1, 1210の2, 1211から1219まで, 1220から1223までの各一部, 1229の1の一部, 1230の一部, 1232の1の一部, 1233の1の一部, 1242の1から1242の3までの各一部, 1243の1の一部, 1243の2, 1244の1の一部, 1244の2, 1256の1の一部, 1256の2, 1257の1の一部, 1257の2, 1260の1の一部, 1260の2, 1261の1, 1261の2, 1262の1, 1262の2, 1263の1から1263の3まで, 1264, 1265, 1266の一部, 1273の一部

中河内町字上新工 1291の一部, 1295の一部, 1321から1324までの各一部, 1326の一部, 1329の一部, 1334の一部

中河内町字長町 1397の1の一部, 1399の一部, 1400の一部, 1402の一部, 1403の一部, 1405から1407までの各一部, 1408, 1409, 1410から1413までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

#### 中河内町字新工に変更する区域

中河内町字八反 1220の一部, 1221の一部, 1227の1の一部, 1228の1の一部, 1229の1の一部, 1229の3, 1230の一部, 1232の1の一部, 1232の2, 1233の1の一部, 1233の2, 1234の1, 1234の2, 1235の1, 1235の2, 1236の1, 1236の4, 1237, 1238, 1239の1, 1240, 1241, 1242の1から1242の3までの各一部, 1243の1の一部, 1244の1の一部, 1246, 1248の1, 1249, 1250の1, 1251の1, 1256の1の一部, 1257の1の一部, 1260の1の一部, 1266の一部, 1267から1269まで, 1270の1, 1272, 1273の一部, 1275から1277まで, 1278の1, 1279の1, 1280から1287まで, 1288の1

中河内町字上新工 1289の1, 1291の一部, 1294, 1295の一部, 1298, 1299の1, 1301から1303まで,

1305の1, 1306の1, 1306の3, 1307, 1308の1の一部, 1321から1324までの各一部, 1326の一部, 1329の一部, 1333, 1334の一部, 1335から1338まで

中河内町字中河原 1339, 1340の一部, 1348の一部

中河内町字下新工 1742の1の一部, 1743の1, 1745の1, 1746の1, 1747の1, 1748の1, 1749の1, 1750の1, 1751の1, 1752の1, 1753の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

#### 中河内町字山下に変更する区域

柳河町字下坪 333, 338の一部, 341の一部, 342の一部, 344

中河内町字長町 1447の一部, 1448の一部

中河内町字芝付 1622の一部

中河内町字下山下 1623の一部, 1624, 1626から1628まで, 1629の一部, 1630の一部, 1631, 1632から1634までの各一部, 1638から1643までの各一部

柳河町字宮下 1931から1938まで

並びにこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部及び隣接する水路である国有地の一部

#### 中河内町字芝付に変更する区域

中河内町字長町 1376の一部, 1378の一部, 1379の一部, 1447の一部

中河内町字山下 1507の一部, 1508の一部, 1510, 1514の一部, 1515, 1516, 1518の一部, 1520の一部, 1521の一部, 1526の一部, 1527, 1528の一部, 1535の一部, 1536の一部, 1537, 1538, 1539の一部, 1559の1の一部, 1563, 1563の2の一部, 1563の3の一部, 1567から1570までの各一部, 1572の一部, 1573, 1574, 1575の1, 1575の2の一部, 1576の一部, 1578から1581までの各一部

中河内町字中河原 1370の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

#### 中河内町字下山下に変更する区域

中河内町字漆畑 1662の1の一部, 1663の1の一部, 1664の1の一部, 1665の一部, 1666の一部

#### 中河内町字漆畑に変更する区域

中河内町字山下 1548の一部, 1550の一部, 1557の一部, 1558の1から1558の4まで, 1559の1の一部, 1559の2から1559の6まで, 1559の7の一部, 1559の8, 1565の一部, 1567から1569までの各一部

中河内町字芝付 1603の一部, 1606から1608までの各一部, 1613の一部, 1615の一部, 1617から1619までの各一部, 1620, 1621, 1622の一部

中河内町字下山下 1623の一部, 1632から1634までの各一部, 1635から1637まで, 1638から1640までの各一部, 1643から1651までの各一部, 1659の5の一部

中河内町字長割 1843の1の一部, 1844の1の一部, 1845の1の一部, 1846の1の一部, 1848の1の一部, 1850の1の一部, 1852の1の一部, 1854の一部, 1856の1の一部, 1857の1

の一部, 1859の1の一部, 1861の1の一部, 1862の一部, 1863の一部, 1867の一部, 1869の1の一部, 1870の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

#### 中河内町字長割に変更する区域

- 中河内町字中河原 1365の一部, 1367の一部, 1368の一部, 1369, 1370の一部, 1371の1, 1371の2, 1372の一部, 1373の1から1373の3までの各一部
- 中河内町字長町 1376の一部, 1379の一部, 1380の一部
- 中河内町字山下 1563の2の一部, 1563の3の一部, 1575の2の一部, 1576の一部, 1578から1581までの各一部
- 中河内町字芝付 1582から1584まで, 1585の一部, 1586の一部, 1587から1592まで, 1593から1595までの各一部, 1596から1602まで, 1603の一部, 1605, 1606から1608までの各一部, 1609から1612まで, 1613の一部, 1615の一部, 1617から1619までの各一部
- 中河内町字漆畑 1678の1の一部, 1679の一部, 1680の1の一部, 1680の3の一部, 1682の1の一部, 1682の3の一部, 1683の1, 1684の1, 1685の1, 1687の1の一部, 1689の1の一部, 1690の1の一部, 1691の1の一部, 1693の1の一部, 1695の一部, 1696の1の一部, 1697の1の一部, 1699の1の一部, 1700から1702までの各一部, 1707の一部
- 中河内町字新宝 1871の1の一部, 1872から1874まで, 1875の一部, 1876の一部, 1882から1891までの各一部, 2006から2008までの各一部, 2009の1の一部
- 中河内町字下河原 2012の3の一部
- 並びにこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部及び水路である国有地の一部

#### 中河内町字新宝に変更する区域

- 中河内町字上新工 1312の一部, 1313の一部, 1315, 1316の一部, 1317, 1318から1323までの各一部
- 中河内町字中河原 1361から1363までの各一部, 1365の一部, 1367の一部, 1368の一部, 1372の一部, 1373の1から1373の3までの各一部
- 中河内町字芝付 1585の一部, 1586の一部, 1593から1595までの各一部
- 中河内町字漆畑 1687の1の一部, 1689の1の一部, 1690の1の一部, 1691の1の一部, 1693の1の一部, 1694の1, 1695の一部, 1696の1の一部, 1697の1の一部, 1699の1の一部, 1700から1702までの各一部, 1703の1, 1704の1, 1705, 1706, 1707の一部, 1709から1712まで, 1713の1の一部, 1714の1の一部, 1715の1の一部, 1716の1の一部, 1717の1の一部, 1718の1の一部, 1719の1の一部, 1723の一部, 1724, 1725, 1726の一部, 1727, 1729の一部
- 中河内町字長割 1785の1の一部, 1793の1の一部, 1794の1の一部, 1797から1799までの各一部, 1801の1, 1802の1, 1804の一部, 1805の一部, 1806の1, 1808の一部, 1809の1, 1810の1, 1811の一部, 1812の一部, 1813の1, 1814の1, 1815の1, 1816, 1817から1819までの各一部, 1820の1, 1821の一部, 1822の一部, 1823の1の一部, 1825の一部, 1826の1の一部, 1827の1の一部, 1828, 1829の1の一部, 1830,

1831, 1832の1の一部, 1833の1の一部, 1834から1836までの各一部, 1839の1の一部, 1841の1の一部, 1842の1の一部, 1843の1の一部, 1844の1の一部, 1845の1の一部, 1846の1の一部, 1848の1の一部, 1850の1の一部, 1852の1の一部  
中河内町字下河原 2011の1の一部, 2012の1の一部, 2012の3の一部, 2013の一部, 2023の1の一部, 2024の一部, 2025, 2026の一部, 2028から2037までの各一部, 2041の1の一部, 2043の1の一部, 2044の1の一部, 2045の1の一部, 2046の1の一部, 2047の1の一部, 2048の1の一部, 2049の1の一部, 2050の1の一部, 2051の1の一部, 2052の1の一部, 2053の1の一部, 2054の1の一部, 2055の1の一部  
並びにこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部及び水路である国有地の一部

#### 中河内町字下河原に変更する区域

中河内町字下新工 1731の1, 1732から1734まで, 1735の1, 1736の1, 1738の1, 1740の1, 1741の1, 1742の1の一部, 1753の1の一部, 1754の1, 1755から1763まで, 1765から1768まで, 1770から1774まで  
中河内町字上新工 1308の1の一部, 1309の1, 1310の1, 1311の1, 1312の一部, 1313の一部, 1316の一部, 1318から1321までの各一部  
中河内町字漆畑 1713の1の一部, 1714の1の一部, 1715の1の一部, 1716の1の一部, 1717の1の一部, 1718の1の一部, 1719の1の一部, 1720の1, 1721の1, 1723の一部, 1726の一部, 1729の一部  
中河内町字長割 1775の1, 1776から1781まで, 1782の1, 1783, 1785の1の一部, 1786から1788まで, 1792, 1793の1の一部, 1794の1の一部, 1795, 1796, 1797から1799までの各一部, 1803, 1804の一部, 1805の一部, 1808の一部, 1811の一部, 1812の一部, 1817から1819までの各一部, 1821の一部, 1822の一部  
中河内町字新宝 1906から1913までの各一部, 1918, 1920, 1922から1926まで, 1928から1933まで, 1935, 1937から1942まで, 1944, 1945, 1947から1949まで, 1951から1955まで, 1957から1960まで, 1962, 1965, 1967, 1968, 1970から1975まで, 1977から1986まで, 1987から1990までの各一部  
及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部

#### 中河内町字江添に変更する区域

柳河町字下河原 35の1の一部, 39の一部, 40の一部, 40の1の一部  
青柳町字上河原 360の一部, 361の一部  
中河内町字下山下 1659の5の一部  
中河内町字漆畑 1662の1の一部, 1662の4の一部  
中河内町字長割 1867の一部, 1869の1の一部, 1870の1の一部  
中河内町字新宝 1871の1の一部  
中河内町字下河原 2011の1の一部, 2012の1の一部, 2012の3の一部, 2013の一部, 2017の1の一部  
並びにこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部及び水路である国有地の一部  
並びに中河内町字江添2181の1, 2187の1, 2189, 2199の3及び2282の2に隣接する水路である国有地

の一部

柳河町字下坪に変更する区域

柳河町字下河原 117の一部, 117の1の一部  
及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部

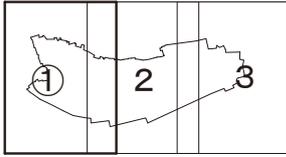
柳河町字下河原に変更する区域

中河内町字江添 2203の1の一部, 2204の一部, 2205の一部, 2217の一部, 2218の一部, 2229の一部, 2230の一部  
及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部

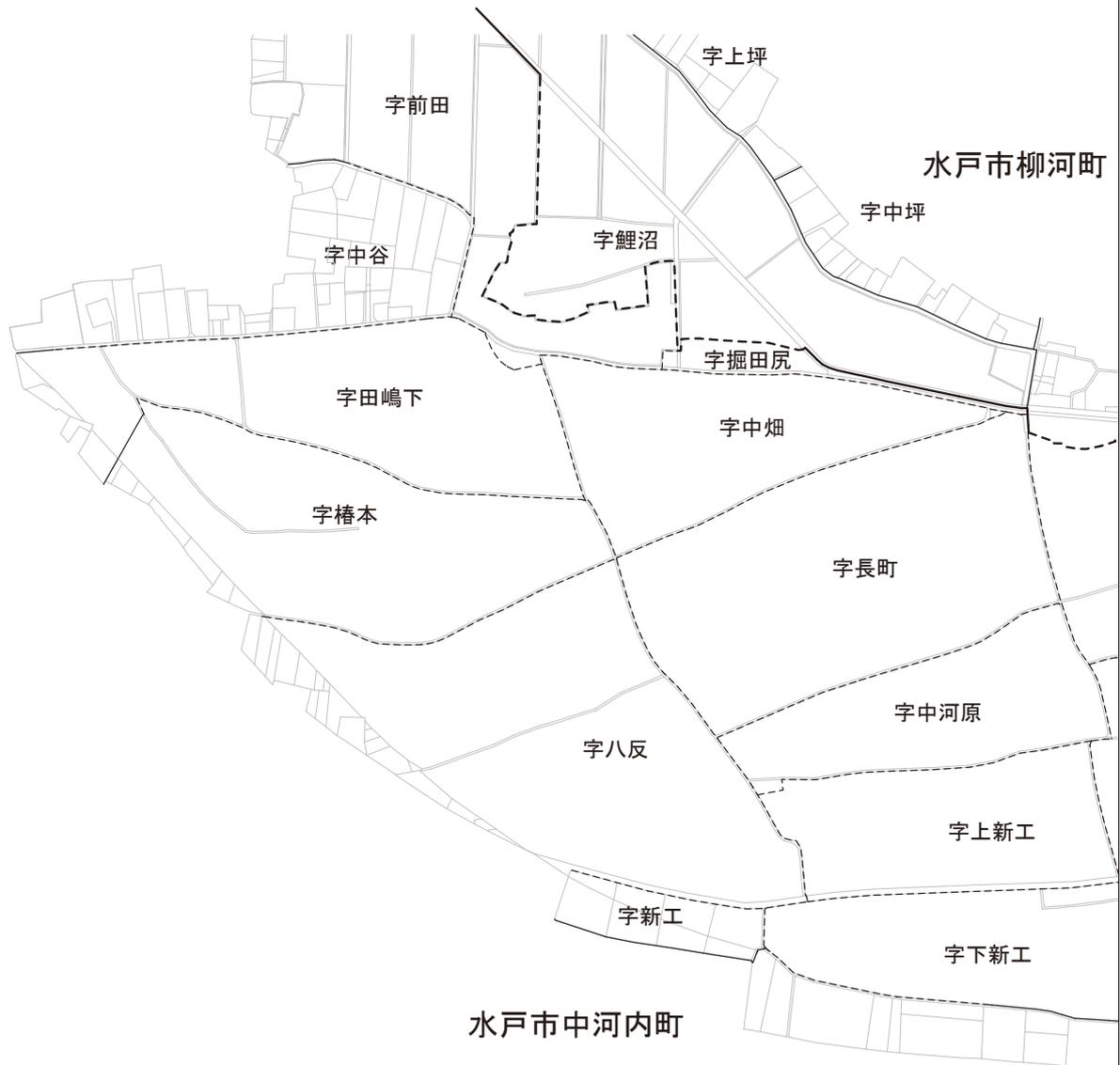
青柳町字上河原に変更する区域

中河内町字江添 2232の一部, 2233の一部, 2259の2の一部, 2279の一部, 2282の1の一部  
及びこれらの区域に介在する道路である市有地の全部

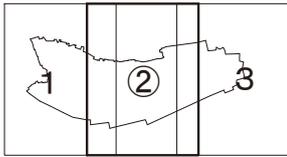




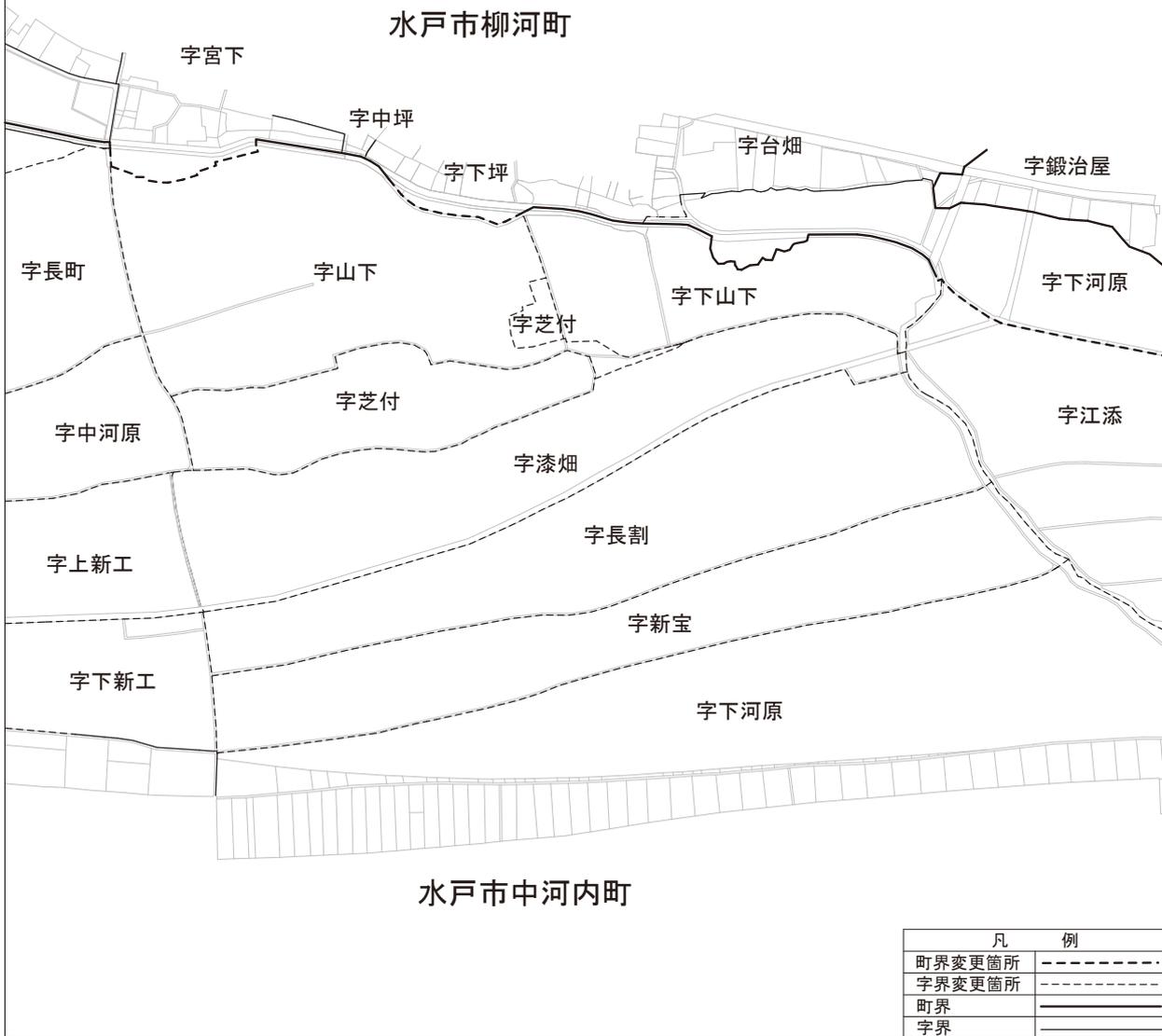
町・字区域変更図（変更前）

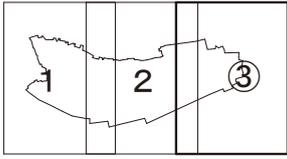


凡	例
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	-----
町界	=====
字界	=====

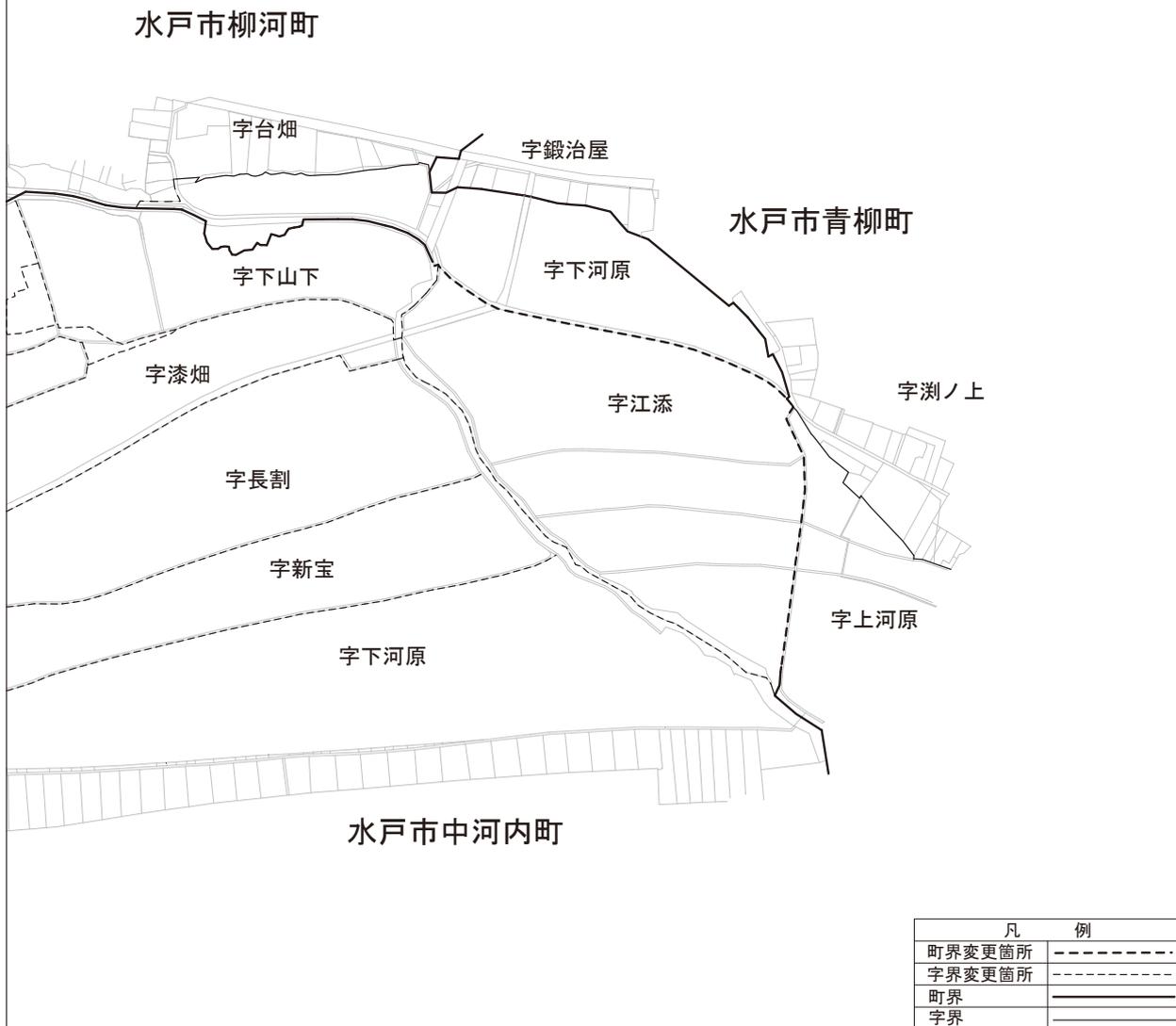


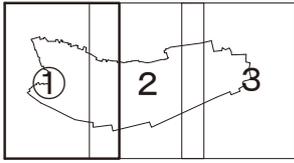
町・字区域変更図（変更前）



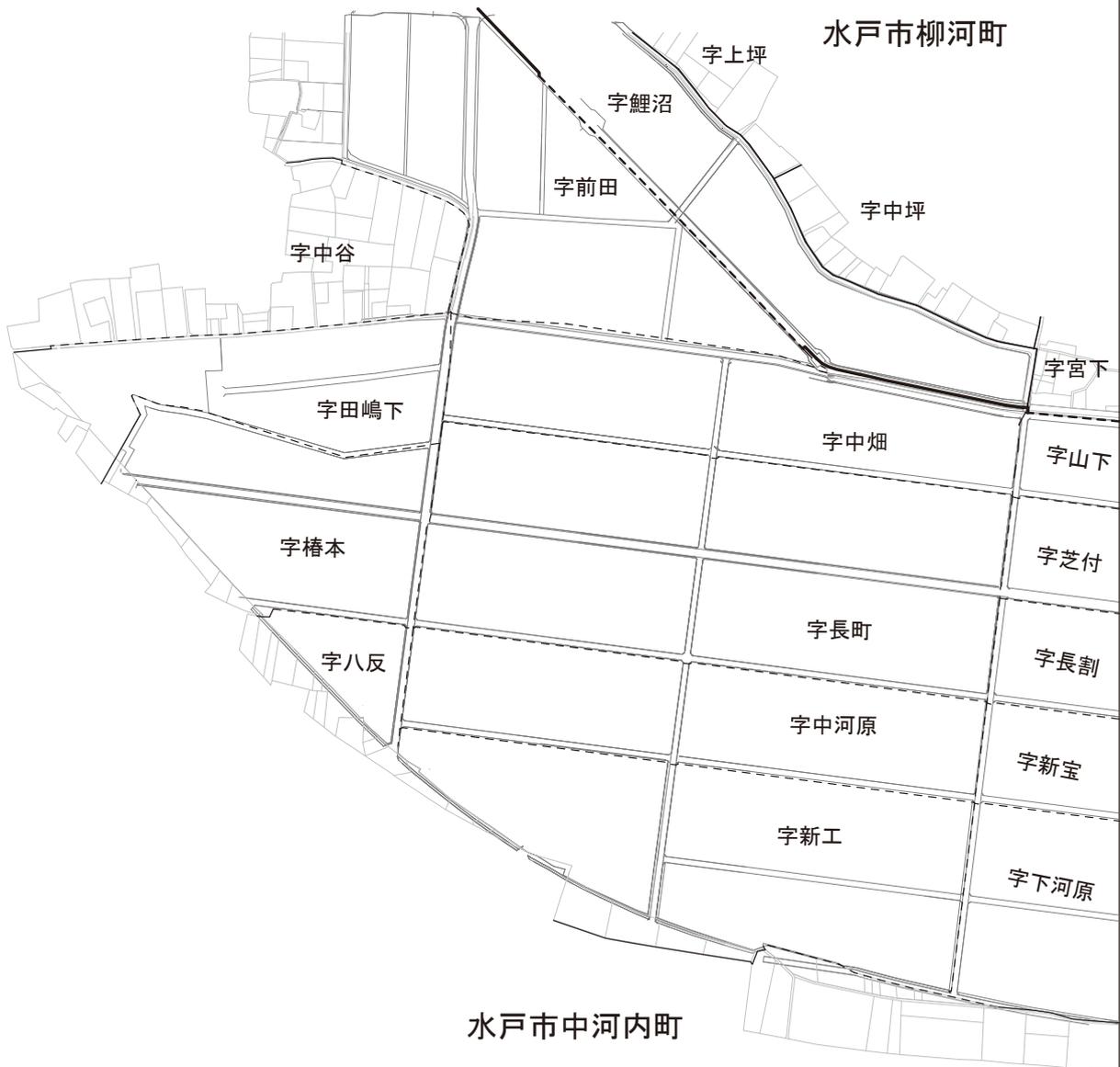


町・字区域変更図（変更前）

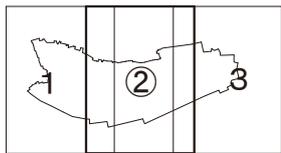




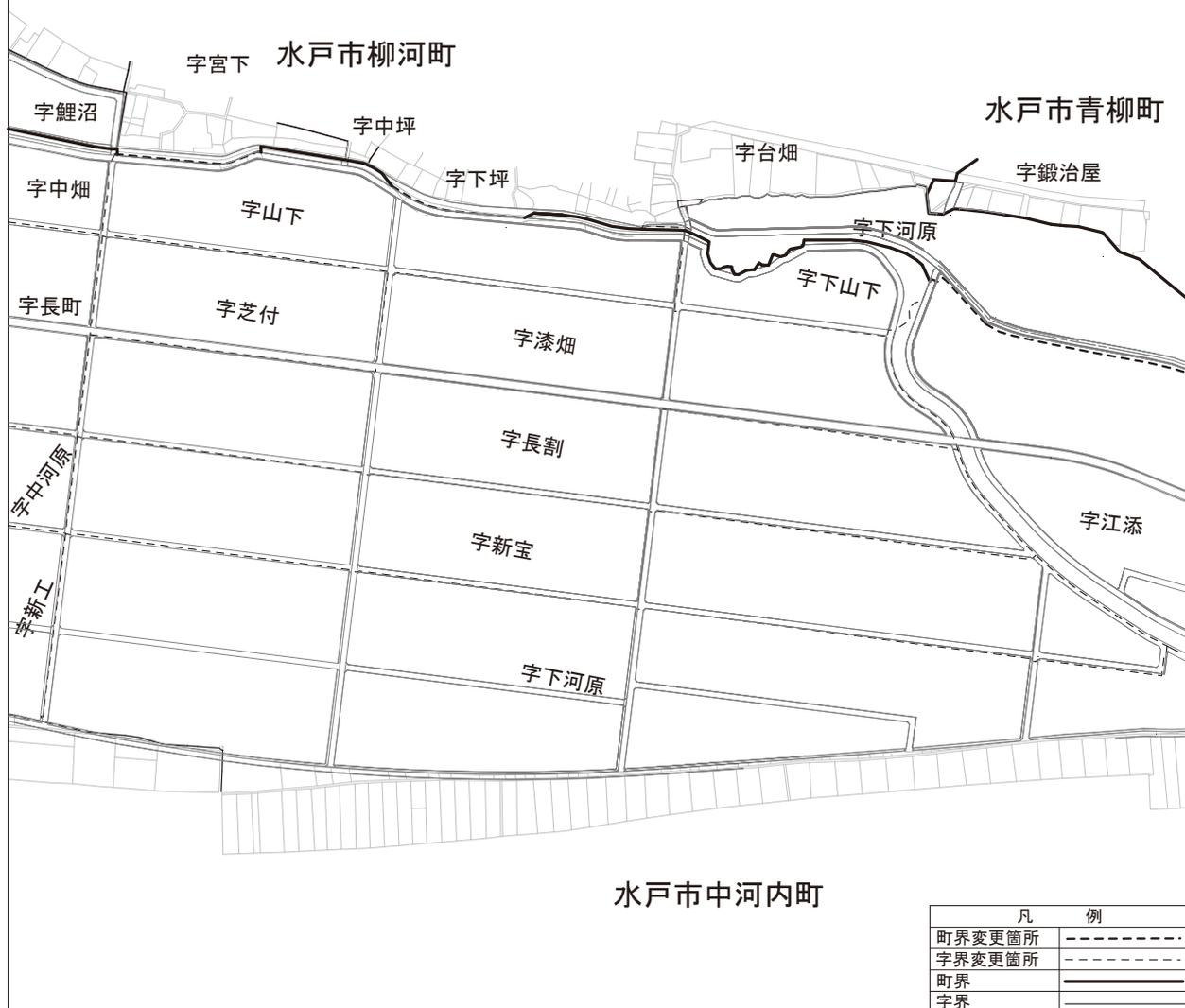
町・字区域変更図（変更後）

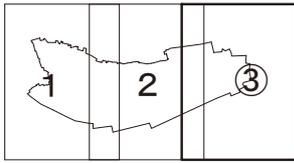


凡 例	
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	-----
町界	—————
字界	—————



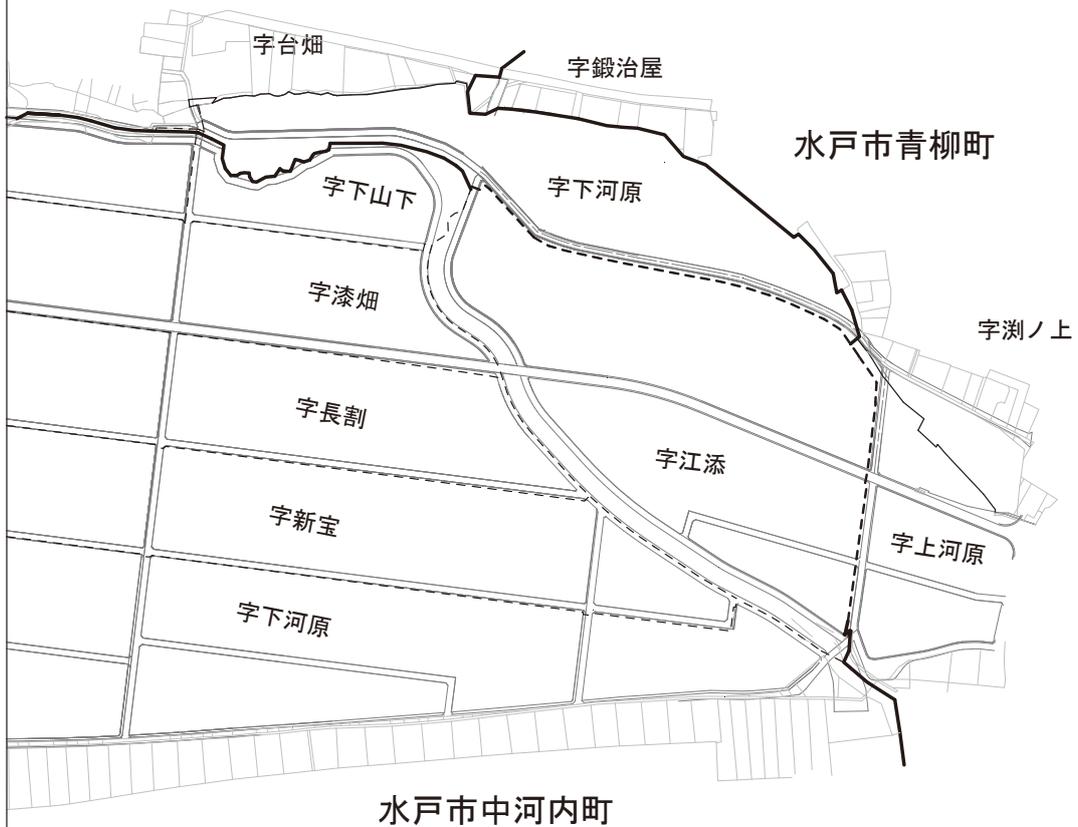
町・字区域変更図（変更後）



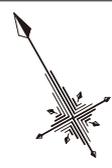


町・字区域変更図（変更後）

水戸市柳河町



凡	例
町界変更箇所	-----
字界変更箇所	-----
町界	=====
字界	=====



町・字区域変更図  
中河内町字前田に変更する区域



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字田嶋下に変更する区域

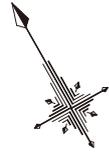


水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	



町・字区域変更図  
中河内町字椿本に変更する区域



凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字八反に変更する区域



水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字中畑に変更する区域



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

# 町・字区域変更図

## 中河内町字長町に変更する区域



水戸市柳河町

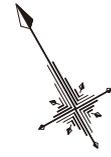


水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

# 町・字区域変更図

中河内町字中河原に変更する区域



水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字新工に変更する区域



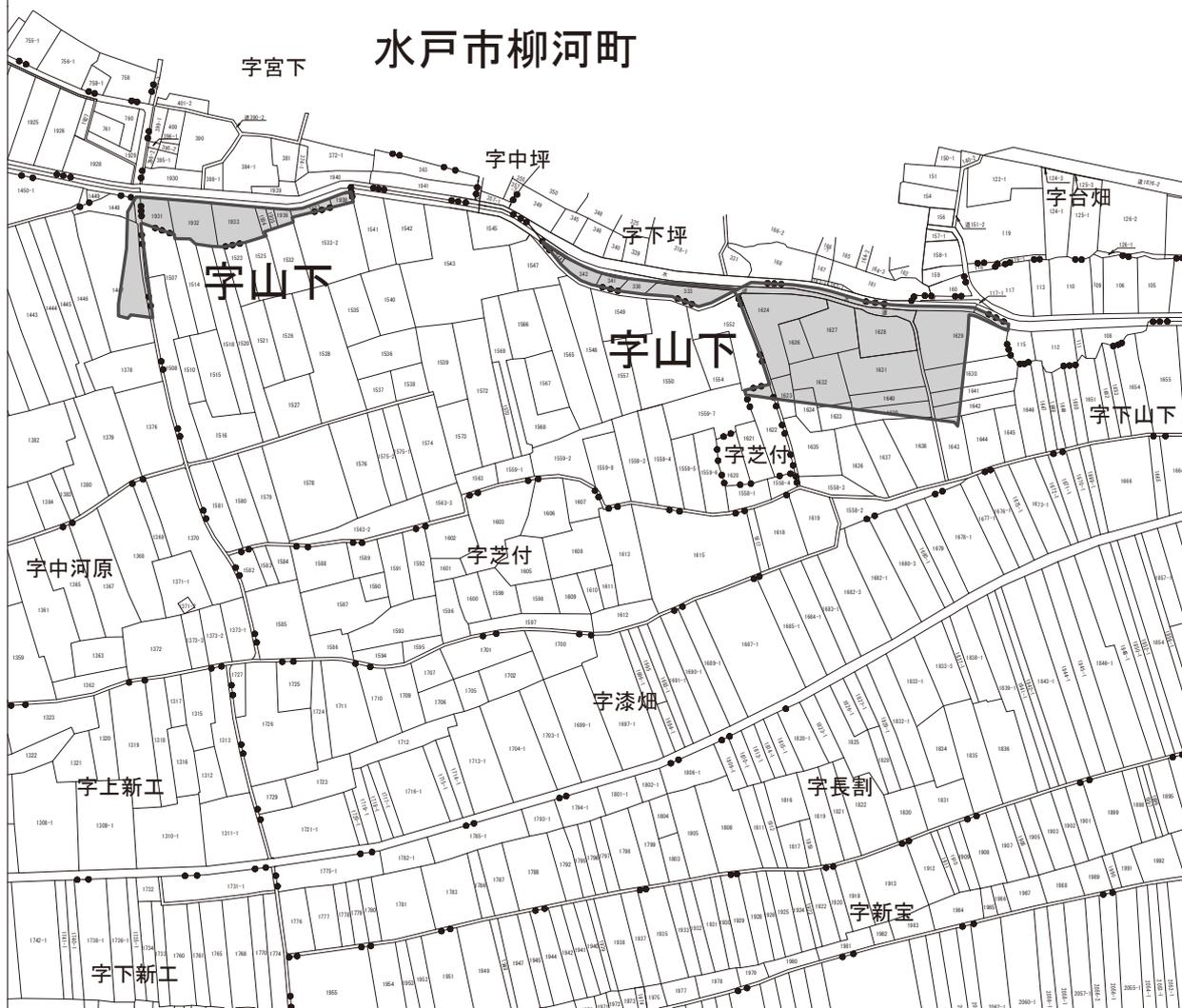
水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

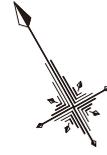
町・字区域変更図  
中河内町字山下に変更する区域



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字芝付に変更する区域



水戸市中河内町

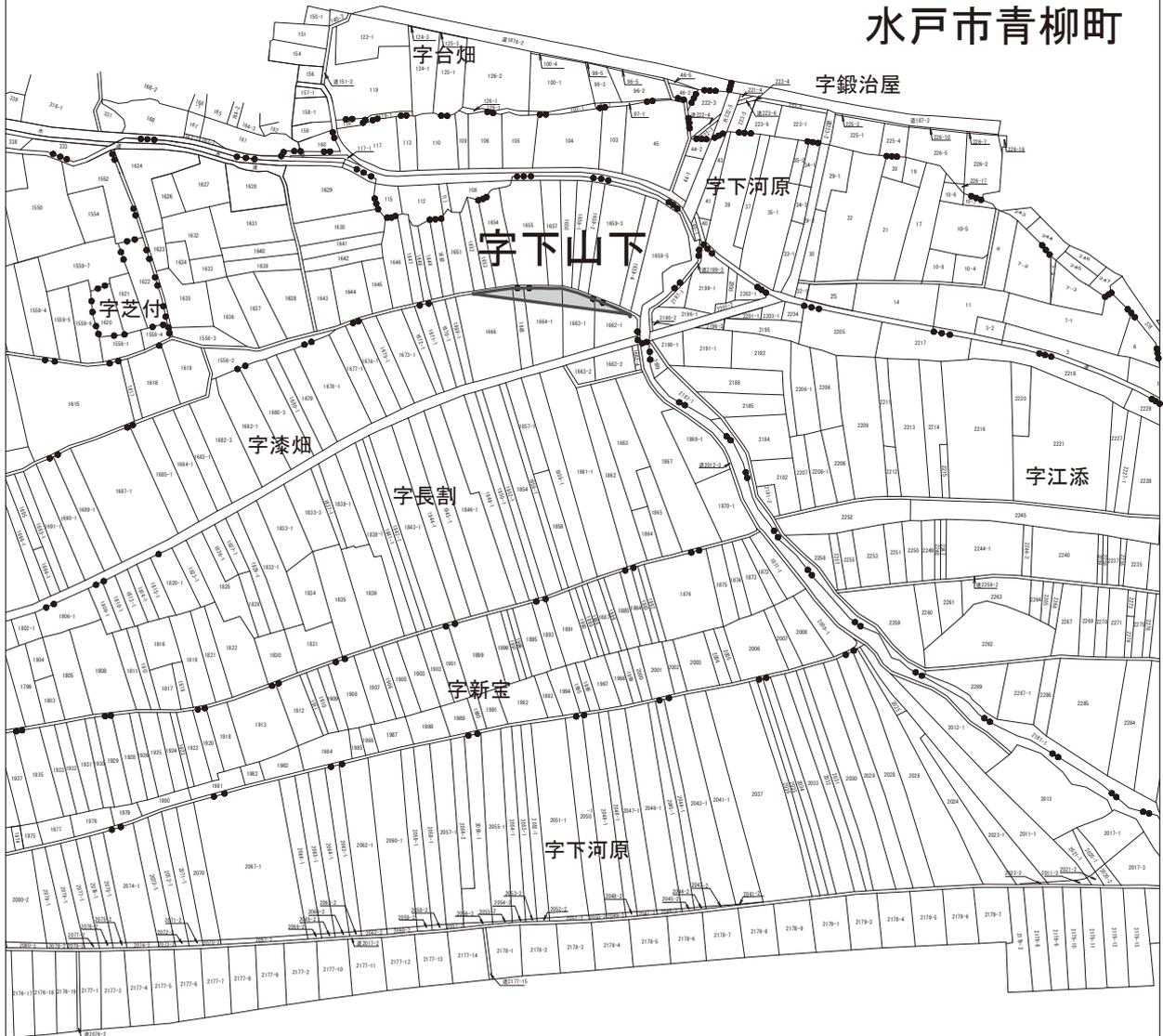
凡	例
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字下山下に変更する区域



水戸市柳河町

水戸市青柳町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字漆畑に変更する区域



水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

# 町・字区域変更図

## 中河内町字長割に変更する区域 (1/2)



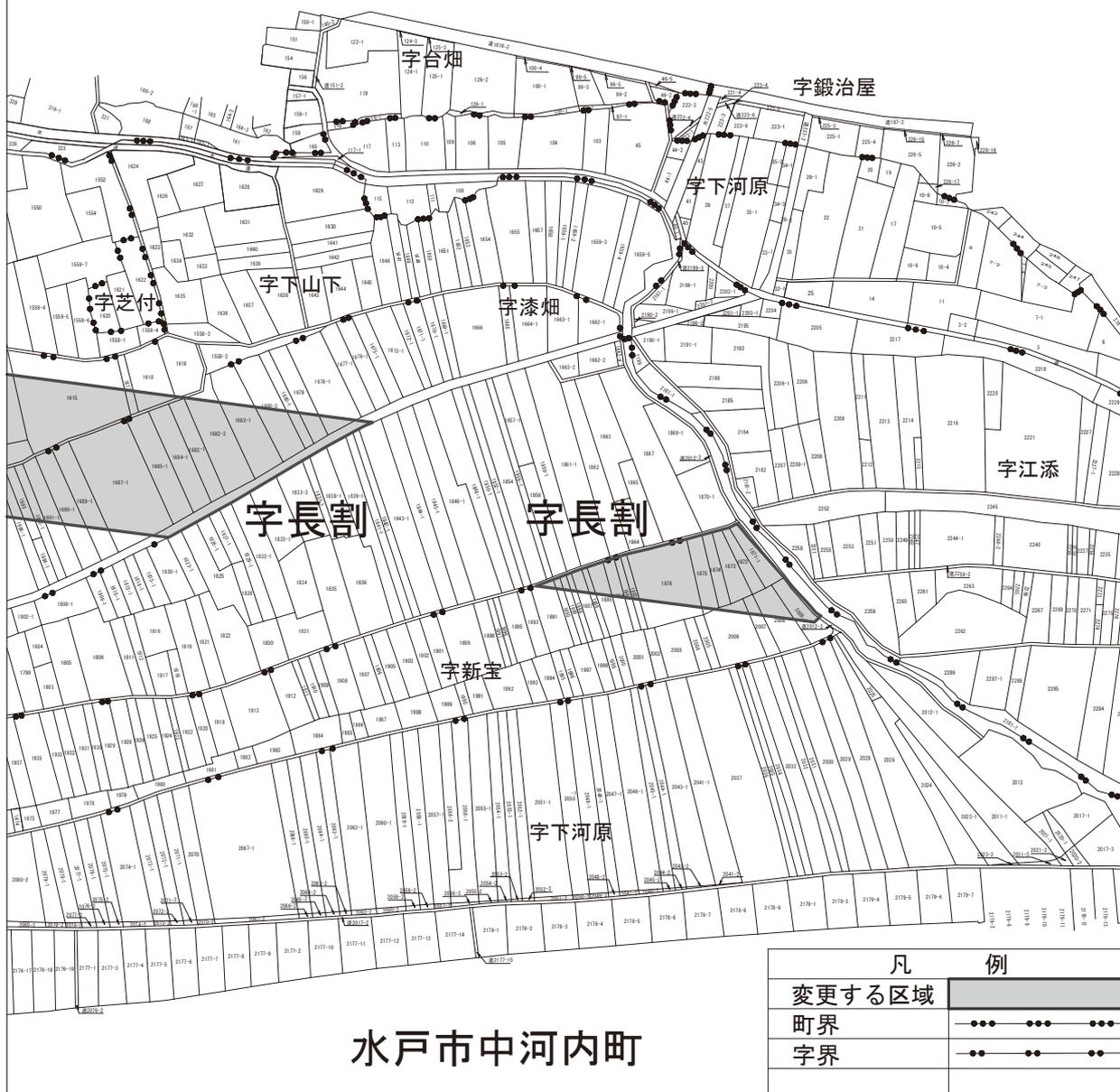
凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図

中河内町字長割に変更する区域 (2/2)



水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図

中河内町字新宝に変更する区域 (1/2)



水戸市中河内町

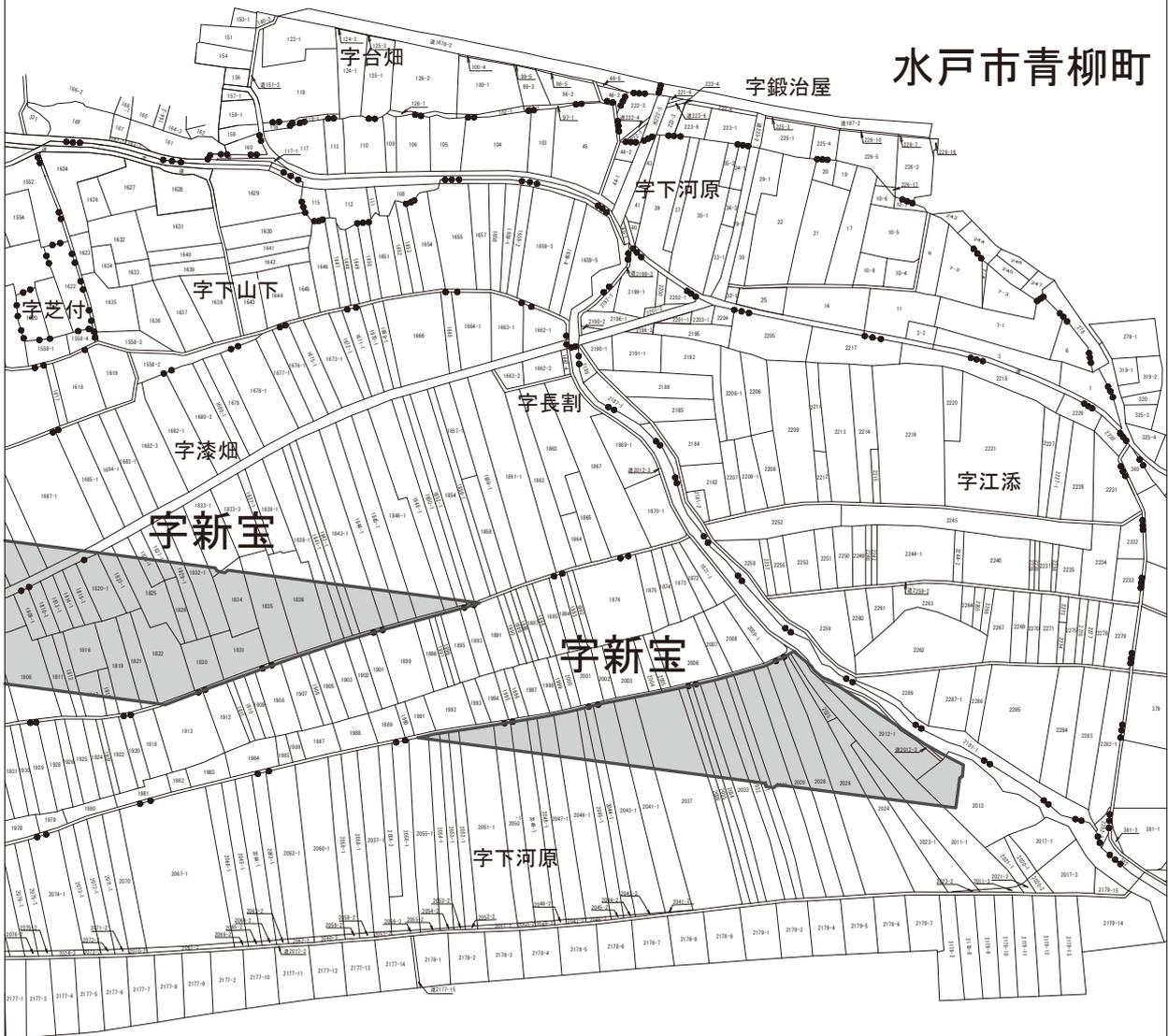
凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字新宝に変更する区域 (2/2)



水戸市柳河町

水戸市青柳町

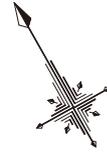


水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

# 町・字区域変更図

中河内町字下河原に変更する区域



## 水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
中河内町字江添に変更する区域



水戸市柳河町

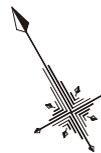
水戸市青柳町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	

町・字区域変更図  
柳河町字下坪に変更する区域



水戸市柳河町



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	
字界	



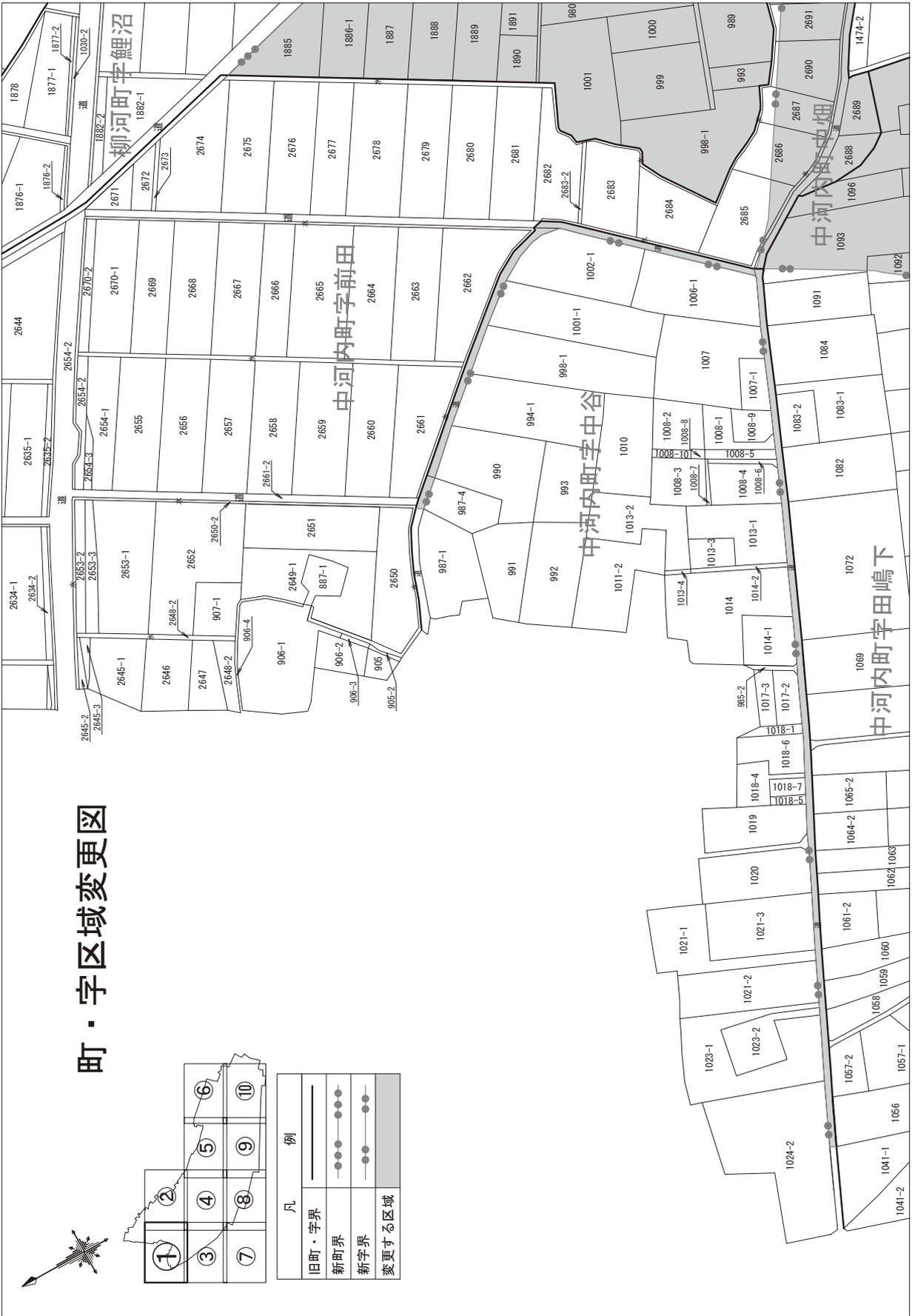
町・字区域変更図  
 青柳町字上河原に変更する区域



水戸市中河内町

凡 例	
変更する区域	
町界	—●●●—●●●—●●●—
字界	—●●—●●—●●—

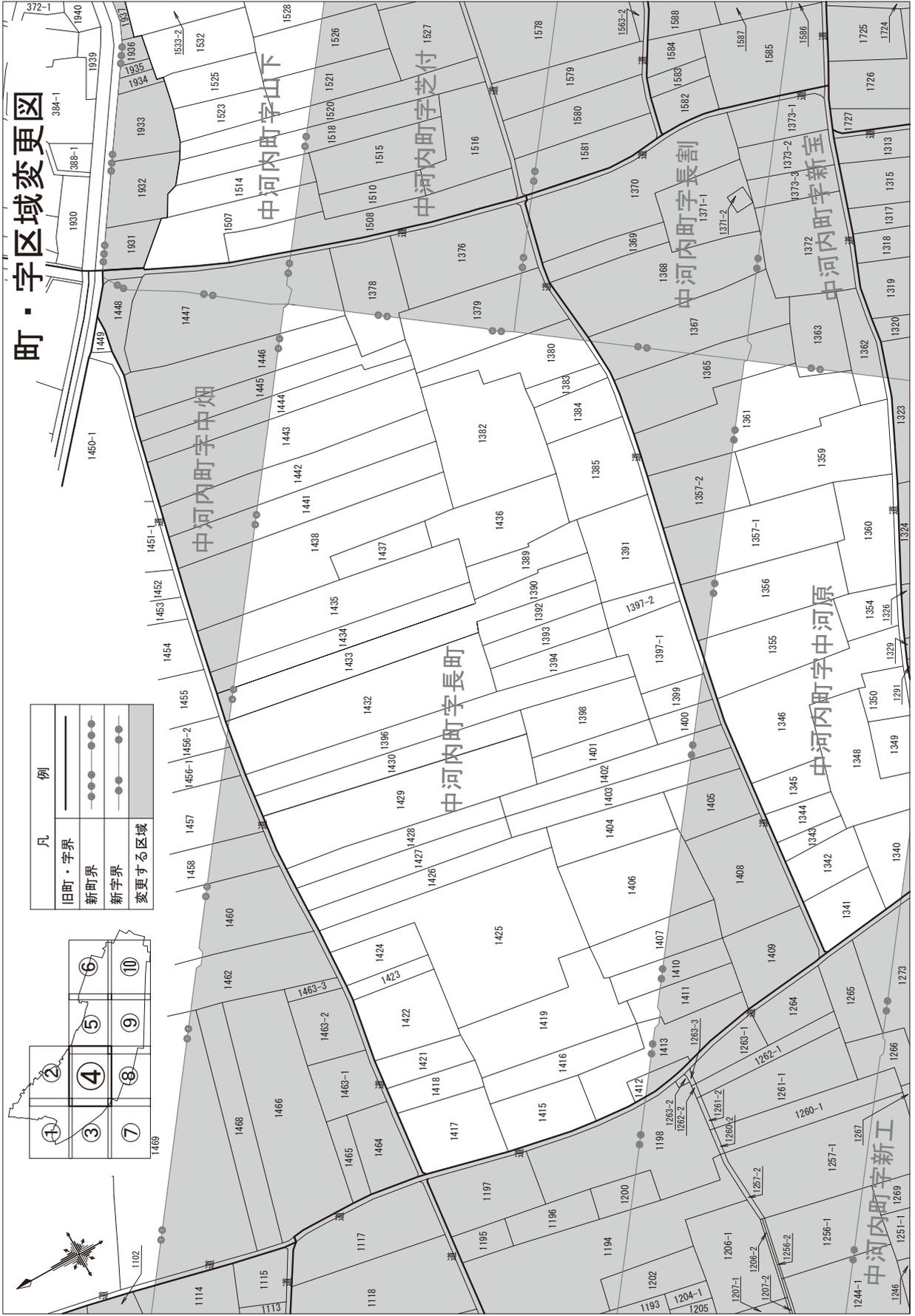
# 町・字区域変更図





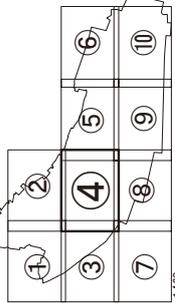


町・字区域変更図



# 町・字区域変更図

凡 例	
旧町・字界	—
新町界	—●●●●—
新字界	—●●●—
変更する区域	●●●●

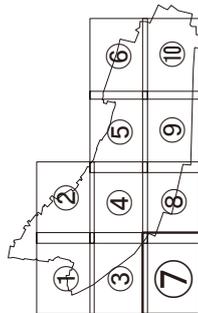




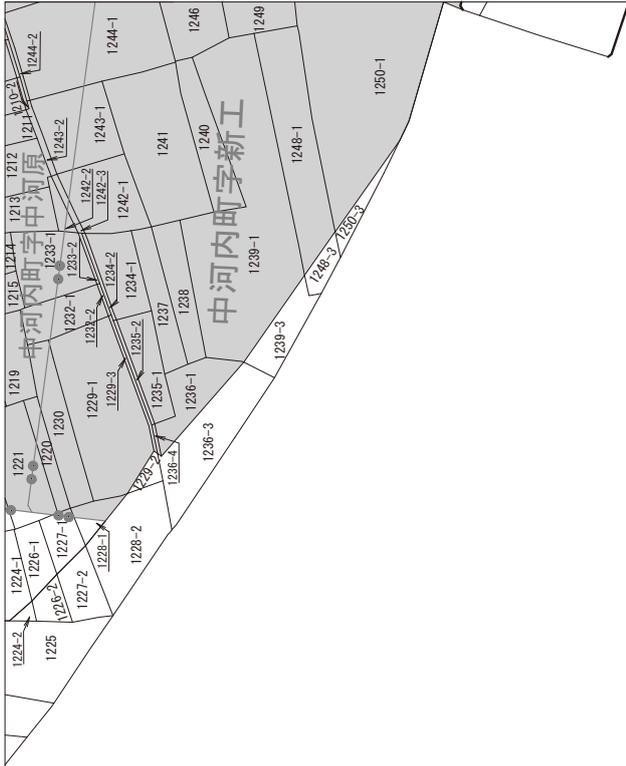
# 町・字区域変更図



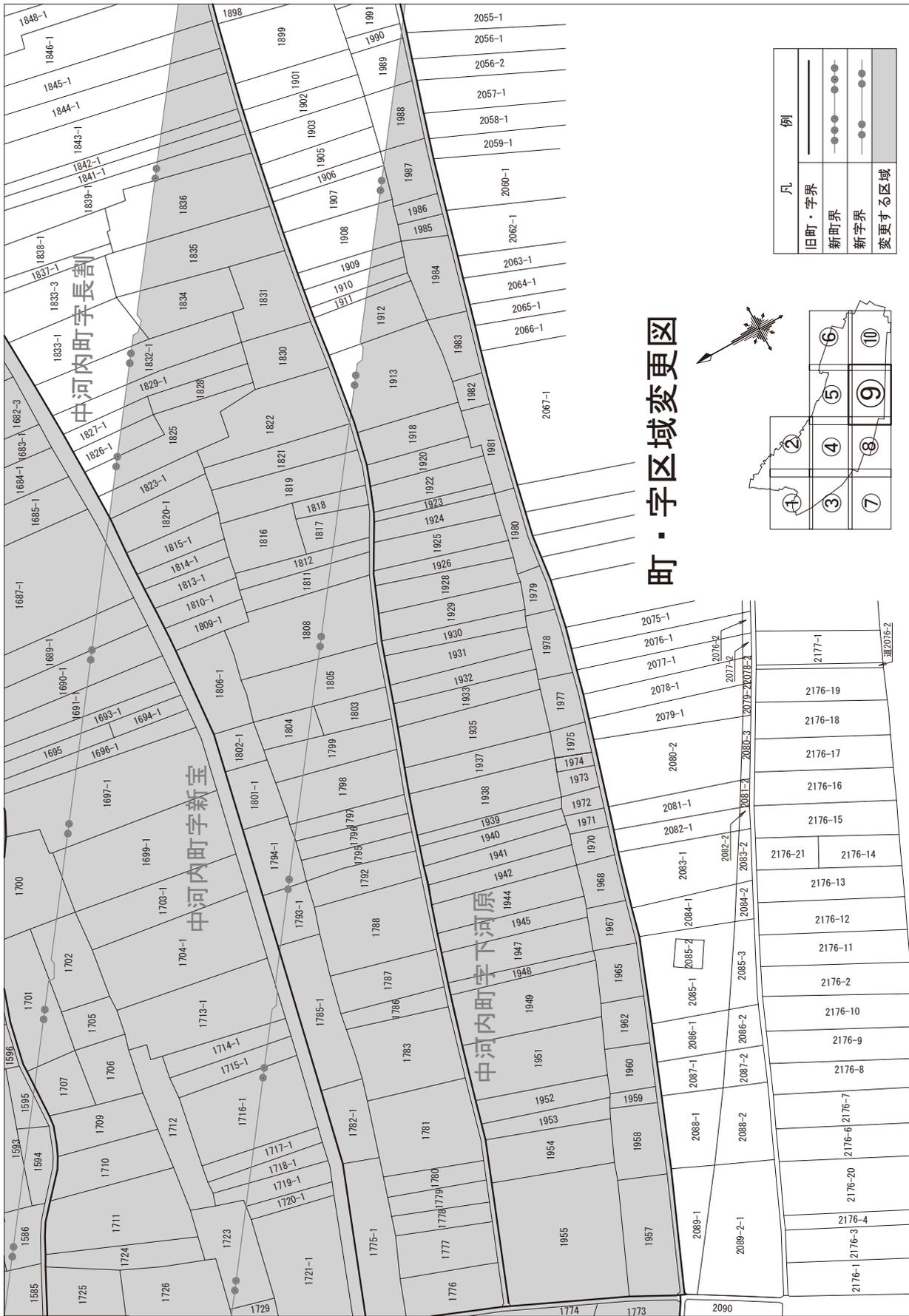
# 町・字区域変更図



凡 例	
旧町・字界	—
新町界	—●●●●—
新字界	—●●●—
変更する区域	

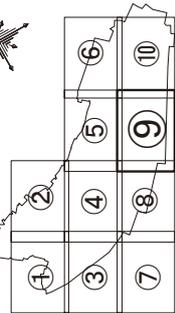


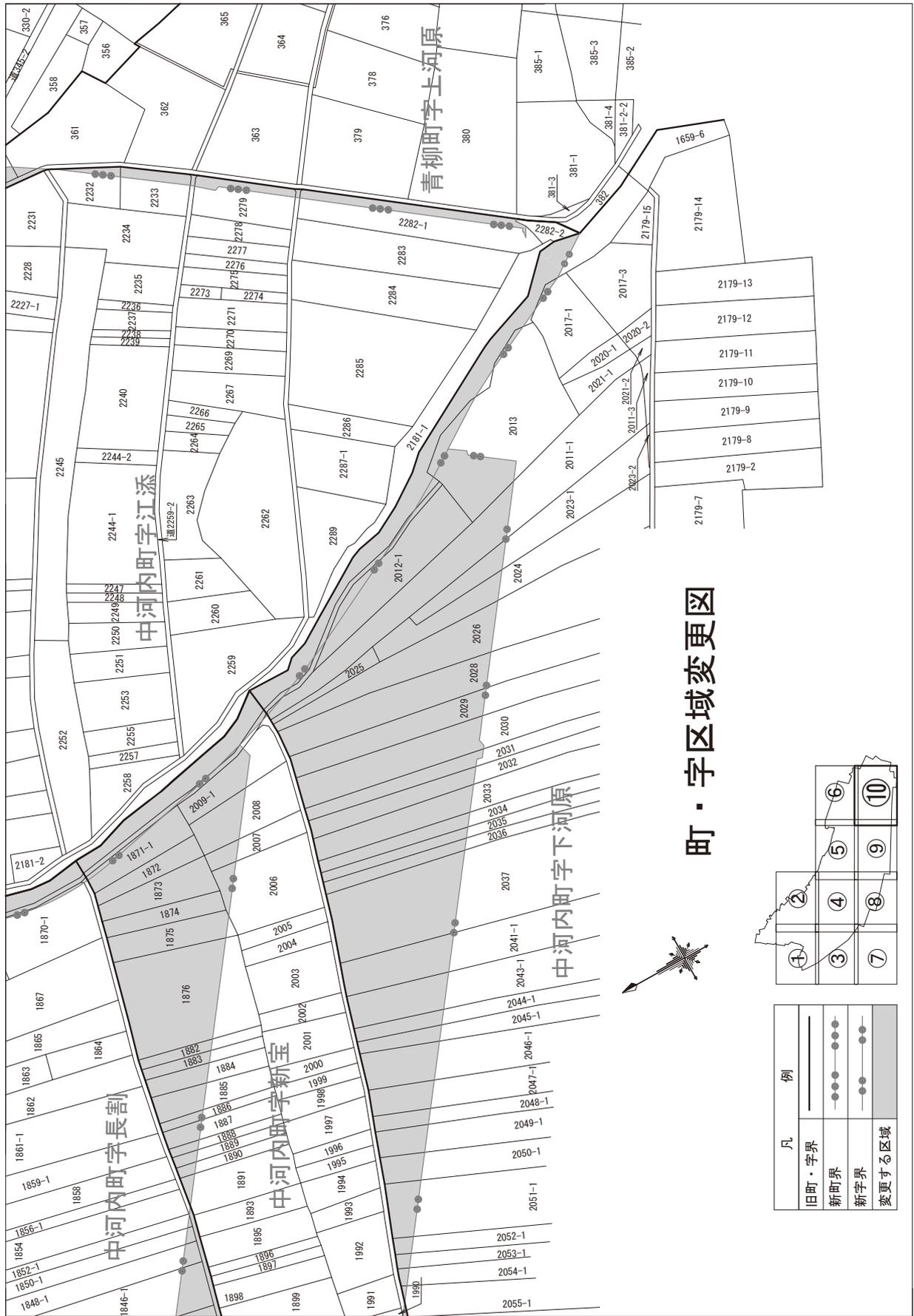




# 町・字区域変更図

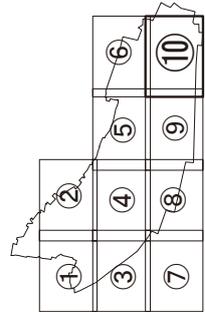
凡 例	
旧町・字界	—
新町界	—●—●—●—●—
新字界	—●—●—●—●—
変更する区域	■





町・字区域変更図

凡 例	
旧町・字界	—
新町界	—●—●—●—●—
新字界	—●—●—●—●—
変更する区域	■





## 茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、茨城租税債権管理機構規約を次のとおり変更するものとする。

### 記

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

### 付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条第1項 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 水戸市地域医療基金条例

(設置)

第1条 茅根家の寄附金をもとに、本市における地域医療を支える人材の確保及び育成並びに医療環境の向上を図るため、水戸市地域医療基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、茅根家からの寄附金及び茅根家から寄附を受けた土地の売払代金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第11号中「第78条第3項」を「第78条第2項第4号」に、「特定公益信託」を「公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第29条第1項第11号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第37条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の第37条第2項の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、改正前の同項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第3号中「20」を「15」に改め、同項第4号中「30」を「25」に改める。

第30条第2項第3号中「20」を「15」に改め、同項第4号中「30」を「25」に改める。

第44条第2項第3号中「20」を「15」に改め、同項第4号中「30」を「25」に改める。

第47条第2項第3号中「20」を「15」に改め、同項第4号中「30」を「25」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、改正前の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20人」を「15人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の第6条第3項の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、改正前の同項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例

水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和2年水戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ウ中「20人」を「15人」に改め、同号エ中「30人」を「25人」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、改正後の第5条第1号の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、改正前の同号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第23条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



市議会議案第83号

## 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3水戸市立笠原幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市立寿小学校長寿命化改良工事請負契約の締結について

水戸市立寿小学校長寿命化改良工事請負契約を次のように締結するものとする。

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 水戸市立寿小学校長寿命化改良工事                                |
| 2 契 約 金 額 | 1,133,000,000円                                  |
| 3 契約の相手方  | コスモ・根本・北島特定建設工事共同企業体                            |
| 代表者       | 水戸市けやき台2丁目13番地2<br>コスモ総合建設株式会社<br>代表取締役 池 田 大 輔 |
| 構成員       | 水戸市けやき台2丁目13番地2<br>コスモ総合建設株式会社<br>代表取締役 池 田 大 輔 |
| 構成員       | 水戸市見川町2131番地の436<br>株式会社根本工務店<br>代表取締役 根 本 勝 義  |
| 構成員       | 水戸市住吉町141番地の2<br>有限会社北島工務店<br>代表取締役 北 島 博       |

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



## 水戸市立寿小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約の締結について

水戸市立寿小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約を次のように締結するものとする。

### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 名   | 水戸市立寿小学校長寿命化改良電気設備工事                         |
| 2 契 約 金 額 | 139,150,000円                                 |
| 3 契約の相手方  | 水戸通信・園部特定建設工事共同企業体                           |
| 代表者       | 水戸市新荘2丁目7番33号<br>水戸通信工業株式会社<br>代表取締役 飯 田 保 二 |
| 構成員       | 水戸市新荘2丁目7番33号<br>水戸通信工業株式会社<br>代表取締役 飯 田 保 二 |
| 構成員       | 水戸市堀町1844番地の6<br>株式会社園部電気<br>代表取締役 園 部 昌 人   |

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 水戸市立寿小学校長寿命化改良機械設備（空調）工事請負契約の締結について

水戸市立寿小学校長寿命化改良機械設備（空調）工事請負契約を次のように締結するものとする。

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 水戸市立寿小学校長寿命化改良機械設備（空調）工事                      |
| 2 契 約 金 額 | 152,812,000円                                  |
| 3 契約の相手方  | 第一熱学・海老澤建設特定建設工事共同企業体                         |
| 代表者       | 水戸市千波町2499番地の5<br>第一熱学建設株式会社<br>代表取締役 田 山 浩 之 |
| 構成員       | 水戸市千波町2499番地の5<br>第一熱学建設株式会社<br>代表取締役 田 山 浩 之 |
| 構成員       | 水戸市本町3丁目16番32号<br>海老澤建設株式会社<br>代表取締役 海老澤 亨    |

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約の変更について

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約を次のように変更するものとする。

### 記

令和5年9月25日議決された市議会議案第89号都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（下り線）工事請負契約の締結についての契約金額中「572,000,000円」を「608,630,000円」に改める。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 横河NS・株木特定建設工事共同企業体                           |
|   | 代表者    | 神栖市砂山16番地5<br>株式会社横河NSエンジニアリング<br>代表取締役 高木清次 |
|   | 構成員    | 神栖市砂山16番地5<br>株式会社横河NSエンジニアリング<br>代表取締役 高木清次 |
|   | 構成員    | 水戸市吉沢町311番地1<br>株木建設株式会社<br>代表取締役 株木康吉       |
| 2 | 増額     | 36,630,000円                                  |



## 令和6年度水戸市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度水戸市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439,873千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,973,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正1追加」による。

2 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正2変更」による。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
19 寄附金		千円 746,000	千円 228,800	千円 974,800
	1 寄附金	746,000	228,800	974,800
21 繰越金		313,700	211,073	524,773
	1 繰越金	313,700	211,073	524,773
歳 入 合 計		122,533,450	439,873	122,973,323

### 歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 53,573,482	千円 67,187	千円 53,640,669
	1 社会福祉費	24,887,365	67,187	24,954,552
4 衛生費		9,933,576	372,686	10,306,262
	1 保健所費	3,115,900	372,686	3,488,586
歳 出 合 計		122,533,450	439,873	122,973,323

## 第 2 表 債務負担行為補正

### 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
養護老人ホーム整備補助に係る債務負担	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	千円 281,600
東町運動公園体育館メインアリーナ観客席等改修に係る債務負担	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	410,000

### 2 変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
燃えるごみ及び燃えないごみ収集運搬に係る債務負担	令和 6 年度から 令和 14 年度まで	千円 687,000	令和 6 年度から 令和 14 年度まで	千円 748,000



## 令和6年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）

令和6年度水戸市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,771,442千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 27,411	千円 367,442	千円 394,853
	1 繰越金	27,411	367,442	394,853
歳 入 合 計		25,404,000	367,442	25,771,442

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 諸支出金		千円 9,504	千円 367,442	千円 376,946
	1 償還金及び還付加算金	9,504	367,442	376,946
歳 出 合 計		25,404,000	367,442	25,771,442

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、みと文化交流プラザ駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市渡里町3827番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖



報告第49号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市元吉田町1840番6地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第50号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市五軒町2丁目1202番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖



報告第51号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市けやき台3丁目28番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第52号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市金町1丁目665番39地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖



## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市酒門町4269番地の2で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第54号

## 令和5年度水戸市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

## 令和5年度水戸市一般会計

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	1 社会福祉費	いきいき交流センターあかしあ建設事業	3	134,000,000	-	104,800,000	-	29,200,000
			4	335,900,000	-	263,200,000	-	72,700,000
			5	245,100,000	-	240,000,000	-	5,100,000
			計	715,000,000	-	608,000,000	-	107,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	泉町1丁目国道50号上空通路整備事業	3	260,000,000	130,000,000	117,000,000	-	13,000,000
			4	69,000,000	34,500,000	31,000,000	-	3,500,000
			5	23,000,000	-	20,700,000	-	2,300,000
			計	352,000,000	164,500,000	168,700,000	-	18,800,000
	4 都市計画費	内原駅橋上駅舎建設事業	元	374,200,000	187,100,000	177,700,000	-	9,400,000
			2	368,600,000	184,300,000	175,000,000	-	9,300,000
			3	236,600,000	118,300,000	112,300,000	-	6,000,000
			4	307,700,000	153,850,000	146,100,000	-	7,750,000
			5	192,900,000	96,450,000	91,600,000	-	4,850,000
			計	1,480,000,000	740,000,000	702,700,000	-	37,300,000
		内原駅南北自由通路建設事業	元	108,000,000	54,000,000	51,300,000	-	2,700,000
			2	324,000,000	162,000,000	153,900,000	-	8,100,000
			3	232,800,000	116,400,000	110,500,000	-	5,900,000
			4	266,500,000	133,250,000	126,500,000	-	6,750,000
			5	148,700,000	74,350,000	70,600,000	-	3,750,000
			計	1,080,000,000	540,000,000	512,800,000	-	27,200,000
	中大野中河内線橋りょう上部製作事業(1期)	4	300,000,000	165,000,000	135,000,000	-	-	
		5	200,000,000	110,000,000	90,000,000	-	-	
		計	500,000,000	275,000,000	225,000,000	-	-	
	10 教育費	2 小学校費	渡里小学校校長寿命化改良事業	2	691,000,000	108,206,000	579,000,000	-
3				1,146,000,000	195,751,000	866,800,000	-	83,449,000
4				57,900,000	-	27,200,000	-	30,700,000
5				45,100,000	-	33,800,000	-	11,300,000
計				1,940,000,000	303,957,000	1,506,800,000	-	129,243,000

# 継続費精算報告書

(単位 円)

支出済額	実 績				年割額と 支出済額 との差	比 較			
	左 の 財 源 内 訳			一般財源		左 の 財 源 内 訳			一般財源
	特 定 財 源	特 定 財 源				特 定 財 源	特 定 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	国県支出金	地 方 債	そ の 他				
46,926,753	-	37,400,000	-	9,526,753	87,073,247	-	67,400,000	-	19,673,247
222,219,300	-	177,000,000	-	45,219,300	113,680,700	-	86,200,000	-	27,480,700
429,387,170	-	378,200,000	1,123,386	50,063,784	△ 184,287,170	-	△ 138,200,000	△ 1,123,386	△ 44,963,784
698,533,223	-	592,600,000	1,123,386	104,809,837	16,466,777	-	15,400,000	△ 1,123,386	2,190,163
151,414,000	95,189,000	44,000,000	-	12,225,000	108,586,000	34,811,000	73,000,000	-	775,000
177,586,000	103,811,000	66,300,000	-	7,475,000	△ 108,586,000	△ 69,311,000	△ 35,300,000	-	△ 3,975,000
22,111,756	-	19,900,000	-	2,211,756	888,244	-	800,000	-	88,244
351,111,756	199,000,000	130,200,000	-	21,911,756	888,244	△ 34,500,000	38,500,000	-	△ 3,111,756
-	-	-	-	-	374,200,000	187,100,000	177,700,000	-	9,400,000
204,500,000	102,250,000	97,100,000	-	5,150,000	164,100,000	82,050,000	77,900,000	-	4,150,000
283,000,000	141,500,000	134,300,000	-	7,200,000	△ 46,400,000	△ 23,200,000	△ 22,000,000	-	△ 1,200,000
763,500,000	380,170,000	364,100,000	-	19,230,000	△ 455,800,000	△ 226,320,000	△ 218,000,000	-	△ 11,480,000
175,643,624	89,401,812	81,800,000	-	4,441,812	17,256,376	7,048,188	9,800,000	-	408,188
1,426,643,624	713,321,812	677,300,000	-	36,021,812	53,356,376	26,678,188	25,400,000	-	1,278,188
-	-	-	-	-	108,000,000	54,000,000	51,300,000	-	2,700,000
5,500,000	2,750,000	2,600,000	-	150,000	318,500,000	159,250,000	151,300,000	-	7,950,000
187,000,000	93,500,000	88,800,000	-	4,700,000	45,800,000	22,900,000	21,700,000	-	1,200,000
692,500,000	343,915,000	331,100,000	-	17,485,000	△ 426,000,000	△ 210,665,000	△ 204,600,000	-	△ 10,735,000
194,925,524	99,797,762	90,300,000	-	4,827,762	△ 46,225,524	△ 25,447,762	△ 19,700,000	-	△ 1,077,762
1,079,925,524	539,962,762	512,800,000	-	27,162,762	74,476	37,238	-	-	37,238
120,000,000	66,000,000	54,000,000	-	-	180,000,000	99,000,000	81,000,000	-	-
374,186,000	205,802,000	168,300,000	-	84,000	△ 174,186,000	△ 95,802,000	△ 78,300,000	-	△ 84,000
494,186,000	271,802,000	222,300,000	-	84,000	5,814,000	3,198,000	2,700,000	-	△ 84,000
-	-	-	-	-	691,000,000	108,206,000	579,000,000	-	3,794,000
833,156,039	191,203,000	575,800,000	-	66,153,039	312,843,961	4,548,000	291,000,000	-	17,295,961
951,300,469	197,550,000	703,500,000	-	50,250,469	△ 893,400,469	△ 197,550,000	△ 676,300,000	-	△ 19,550,469
154,586,630	-	106,300,000	-	48,286,630	△ 109,486,630	-	△ 72,500,000	-	△ 36,986,630
1,939,043,138	388,753,000	1,385,600,000	-	164,690,138	956,862	△ 84,796,000	121,200,000	-	△ 35,447,138



報告第55号

## 令和5年度水戸市水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき，令和5年度水戸市水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

## 令和5年度水戸市水道事業

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	損 留
1 資本的支出	1 建設改良費	楮川浄水場薬品注入設備設置工事	4	170,500,000	153,500,000	17,000,000
			5	134,200,000	107,400,000	26,800,000
			計	304,700,000	260,900,000	43,800,000

# 会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績		比 較							
支 払 義 務 額 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 の 発 生 額 と の 差	左 の 財 源 内 訳			
	企 業 債	損 留	益 保	勘 定 金		企 業 債	損 留	益 保	勘 定 金
68,200,000	68,200,000			-	102,300,000	85,300,000			17,000,000
233,310,000	192,700,000		40,610,000		△ 99,110,000	△ 85,300,000			△ 13,810,000
301,510,000	260,900,000		40,610,000		3,190,000	-			3,190,000



報告第56号

## 令和5年度水戸市下水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和5年度水戸市下水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

## 令和5年度水戸市下水道事業

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画			
				年割額	左 の 財 源 内 訳		
					企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター汚泥脱水機等改築事業	4	681,000,000	306,300,000	374,550,000	150,000
			5	681,000,000	306,300,000	374,550,000	150,000
			計	1,362,000,000	612,600,000	749,100,000	300,000

# 会計継続費精算報告書

(単位 円)

支払義務 発生額	実 績			年割額と 支払義務 発生額と の差	比 較		
	左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳		
	企 業 債	国 庫 補 助 金	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 庫 補 助 金	損益勘定 留保資金
272,400,000	122,500,000	149,820,000	80,000	408,600,000	183,800,000	224,730,000	70,000
1,070,895,800	481,900,000	588,992,690	3,110	△ 389,895,800	△ 175,600,000	△ 214,442,690	146,890
1,343,295,800	604,400,000	738,812,690	83,110	18,704,200	8,200,000	10,287,310	216,890



## 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、令和6年度に算定した健全化判断比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

### 記

実質赤字比率	－
連結実質赤字比率	－
実質公債費比率	9.3%
将来負担比率	128.1%

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖

## 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査

### 2 審査の対象

令和5年度決算等に基づき令和6年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の期間

令和6年7月17日から同年8月8日まで

### 4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

### 5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

### 6 意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、実質公債費比率及び将来負担比率は、県内各市と比較すると、依然として高い水準にある。引き続き、公債費負担の軽減及び市債残高の抑制に取り組むとともに、新たに策定された「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－」に基づく施策を着実に推進できるよう、税収の確保や多様な財源の拡充を図り、健全な財政運営に努められたい。

#### 記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (11.25)	－ (16.25)	9.3 (25.0)	128.1 (350.0)

備考1 「－」は、該当数値がないことを示す。

2 早期健全化基準の数値を括弧内に記載した。

## 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和6年度に算定した資金不足比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

### 記

公設地方卸売市場事業会計	－
東前第二土地区画整理事業会計	－
水道事業会計	－
下水道事業会計	－

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく審査

### 2 審査の対象

令和5年度決算等に基づき令和6年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 3 審査の期間

令和6年7月17日から同年8月8日まで

### 4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月25日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

### 5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

### 6 意見

いずれの会計も資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づかない基準外の繰入れにより収入を補っている会計（東前第二土地区画整理事業会計及び下水道事業会計）もあることから、独立採算制の原則に基づき、各会計の健全な経営に努められたい。

### 記

（単位 %）

会 計 名	資金不足比率
公設地方卸売市場事業会計	- (20.0)
東前第二土地区画整理事業会計	- (20.0)
水道事業会計	- (20.0)
下水道事業会計	- (20.0)

備考1 「-」は、該当数値がないことを示す。

2 経営健全化基準の数値を括弧内に記載した。

## 非強制徴収債権の放棄について

水戸市債権管理条例（平成23年水戸市条例第2号）第6条第2項の規定に基づき、令和5年度に放棄した非強制徴収債権について、次のように報告する。

## 記

会計名	債権名	件数	金額	債権放棄の根拠
一般会計	放課後学級負担金	32件	143,600円	第6条第1項第1号
	法定外公共物占用料	2件	54,880円	第6条第1項第4号
	住宅使用料	397件	4,746,600円	第6条第1項第1号
		380件	4,943,237円	第6条第1項第4号
	給食費	769件	3,321,587円	第6条第1項第1号
	児童扶養手当返還金	2件	685,060円	第6条第1項第4号
水道事業会計	水道料金	1,232件	4,131,241円	第6条第1項第1号
		39件	409,730円	第6条第1項第4号

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖



報告第60号

## 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和5年度事業報告及び 決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第61号

## 公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和5年度事業報告及び決算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第62号

## 一般財団法人水戸市農業公社の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第63号

## 一般財団法人水戸市公園協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第64号

## 公益財団法人水戸市国際交流協会の令和5年度事業報告及び決算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第65号

## 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



報告第66号

## 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和5年度事業報告及び 決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和5年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



認定第1号

## 令和5年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

- 1 令和5年度水戸市一般会計決算
- 2 令和5年度水戸市国民健康保険会計決算
- 3 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計決算
- 4 令和5年度水戸市駐車場事業会計決算
- 5 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計決算
- 6 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計決算
- 7 令和5年度水戸市介護保険会計決算
- 8 令和5年度水戸市介護サービス事業会計決算
- 9 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計決算
- 10 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計決算

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高 橋 靖



認定第2号

## 令和5年度水戸市公営企業会計決算認定について

- 1 令和5年度水戸市水道事業会計決算
- 2 令和5年度水戸市下水道事業会計決算

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和6年9月2日提出

水戸市長 高橋 靖